

## 障害者基本計画(第4次) 目次案

平成29年2月24日

### はじめに

#### I 障害者基本計画(第4次)について

##### 1. 位置付け

##### 2. 対象期間

##### 3. 構成

##### 4. 障害者権利条約との関係

- (1) 障害者権利条約の概要
- (2) 障害者権利条約の基本的な考え方
- (3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

#### II 基本的な考え方

##### 1. 基本理念

##### 2. 基本原則

##### 3. 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会全体におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- (4) 障害特性に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進
  - ① 計画(Plan)
  - ② 実行(Do)
  - ③ 評価(Check)・改善(Act)

#### **4. 施策の円滑な推進**

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
  - ① 重点的に理解促進等を図る事項
  - ② 理解促進等に当たり配慮する事項

### **Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向**

#### **1. 生活環境の整備**

- (1) 障害者に配慮した住宅の確保
- (2) 障害者が移動しやすい環境の整備等
- (3) 障害者が利用しやすい施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

#### **2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実**

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 障害者に配慮した情報提供の充実等
- (3) 障害者の意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のバリアフリー化の推進

#### **3. 安全・安心の実現**

- (1) 障害者の防災対策の推進

- (2) 障害者に配慮した復興の推進
- (3) 障害者の防犯対策の推進
- (4) 消費者としての障害者の保護

#### **4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

- (1) 障害者の権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

#### **5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進**

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害者向け相談支援体制の構築
- (3) 障害者向け在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

#### **6. 保健・医療の推進**

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 障害者の保健・医療の充実等
- (3) 障害者の保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 障害の原因となる難病等に関する施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病の予防・治療

#### **7. 行政等における配慮の充実**

- (1) 司法手続等における障害者への配慮等
- (2) 選挙等における障害者への配慮等
- (3) 行政機関等における障害者への配慮及び障害者理解の促進等

- (4) 国家資格に関する障害者への配慮等

## **8. 雇用・就業、経済的自立の支援**

- (1) 障害者の総合的な就労支援
- (2) 障害者の経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

## **9. 教育の振興**

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 障害のある子供の教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害者支援の推進

## **10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興**

- (1) 障害者の文化芸術活動、余暇・レクリエーションの振興
- (2) 障害者スポーツの振興、パラリンピックに係る取組の推進

## **11. 国際協力の推進**

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

(別表) 障害者基本計画関連成果目標

## 障害者基本計画(第4次) 本文案(総論部分)

平成29年5月29日

### はじめに

#### (我が国におけるこれまでの主な取組)

我が国における障害者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、昭和45(1970)年に制定された心身障害者対策基本法(昭和45年法律第84号)に端を発することとなる。同法は、心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的として、心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項等を定めており、心身障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を「心身障害者」と位置付けていた。

平成5(1993)年、同法は障害者基本法に改正され、従来の心身障害者に加え、精神障害により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障害者」と位置付けられることとなった。さらに、法の目的も、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に改められた。

その後、平成16(2004)年の改正では、障害者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されるとともに、中央障害者施策推進協議会が創設された。さらに、平成23(2011)年の改正では、平成19(2007)年に我が国が署名した障害者権利条約(障害者の権利に関する条約をいう。以下同じ。)の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として、障害者政策委員会が新たに設置された。

この障害者基本法に基づき、平成25(2013)年9月には、本基本計画の前身に当たる「障害者基本計画(第3次)」(以下「旧基本計画」という。)が閣議決定された。旧基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」及び「総合的かつ計画的な取組の推進」の5点が掲げられるとともに、10の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示されており、本基本計画の策定に至るまでの間、障害者政策委員会における実施状況の監視を経ながら、それぞれの施策分野で着実に取組が進められてきた。

#### (障害者政策委員会における検討)

※障害者政策委員会における今後の審議状況を踏まえて記載

#### (本基本計画の策定)

※本基本計画の策定に向けた今後の作業状況を踏まえて記載

#### (本基本計画を通じて実現を目指すべき社会)

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相

互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。

本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をいう。以下同じ。）において、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

本基本計画に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、こうした目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことが重要である。

## I 障害者基本計画(第4次)について

### 1. 位置付け

本基本計画は、障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

### 2. 対象期間

本基本計画は、平成30（2018）年度から34（2022）年度までの5年間を対象とする。

### 3. 構成

本基本計画は、この「I 障害者基本計画(第4次)について」、「II 基本的な考え方」及び「III 各分野における障害者施策の基本的な方向」で構成される。

「II 基本的な考え方」では、本基本計画全体の基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。

「III 分野別施策の基本的方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について、本基本計画の対象期間に政府が講ずる施策の基本的な方向を示している。

### 4. 障害者権利条約との関係

#### (1) 障害者権利条約の概要

##### ① 障害者権利条約の経緯

平成 18(2006)年 6 月に障害者権利条約が採択される前から、国連総会では、障害者の人権を促進及び保護すべく、障害者の権利に関する宣言を採択するなど、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、依然として障害者が人権侵害に直面する状況が指摘されてきたところであり、こうした事態を改善すべく、国際社会において法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。

このため、平成 13(2001)年 12 月、第 56 回国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置された。

その後、平成 14(2002)年から計 8 回にわたり開催されたアドホック委員会を経て、平成 18(2006)年 12 月 13 日、障害者権利条約が国連総会で採択され、平成 20(2008)年 5 月 3 日、効力発生要件が整い発効した。

## ②障害者権利条約の主な内容

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めており、障害者に関する初の国際条約に当たる。その主な内容は次のとおりである。

- ・一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- ・一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- ・障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定）
- ・条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置、障害者権利委員会における各締約国からの報告の検討）

## ③障害者権利条約に係る我が国のこれまでの取組

我が国は、障害者権利条約が国連総会で採択された翌年に当たる平成 19(2007)年 9 月 28 日に障害者権利条約に署名した。一方、障害者権利条約の批准については、国内の障害当事者等から、批准に先立ち国内法の整備等を進めるべきとの意見が寄せられた。

我が国は、これらの意見も踏まえ、障害者基本法の改正（平成 23(2011)年 8 月）、障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法に改称、平成 24(2012)年 6 月）、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正（平成 25(2013)年 6 月）など、様々な国内法の整備を進めてきた。

こうした国内法整備を経て、平成 25(2013)年 10 月から、国会で障害者権利条約の締結に向けた審議が開始され、同年 11 月 19 日に衆議院本会議において、12 月 4 日に参議院本会議において、それぞれ全会一致で締結が承認された。

その後、我が国は、平成 26(2014)年 1 月 20 日に障害者権利条約の批准書を国連事務総長に寄託し、同年 2 月 19 日、障害者権利条約が我が国について効力を生じた。

障害者権利条約は、締約国に対し「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」の定期的な提出を求めており、我が国は、障害者権利条約が我が国について効力を生じてから平成 28(2016)年 2 月までの期間を対象とした政府報告を取りまとめ、同年 6 月 30 日に、国連事務総長を通じて障害者権利委員会に提出した。

政府報告には、我が国において障害者権利条約第 33 条に規定する「条約の実施を監視するための枠組み」の機能を担う障害者政策委員会のコメントを反映させるとともに、付属文書として、政府報告の提出を視野に入れて障害者政策委員会が実施した旧基本計画の実施状況の監視の結果を取りまとめた文書（「議論の整理」）を添付している。また、政府報告の作成に当たっては、障害者政策委員会以外の関係者からの意見も広く求めるべく、案文に対する意見募集（パブリックコメント）を実施している。

## （2）障害者権利条約の基本的な考え方

### ①「障害」のとらえ方

従来の「障害」のとらえ方は、心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであった。一方、障害者権利条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれている。

### ②平等・無差別及び合理的配慮

障害者権利条約は、第 1 条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的と定めている。

また、第 2 条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第 5 条で、締約国に対し、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めている。

さらに、第 4 条では、締約国に対し、障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させることを求めている。

### ③実施に関する仕組み

障害者権利条約は、第 33 条において、自国の法律上・行政上の制度に従って「条約の実施を監視するための枠組み」を自国内に設置することを締約国に求めている。我が国では、障害者、障害者の自立・社会参加に関する事業の従事者及び学識経験者から構成される障害者政策委員会が設置されており、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて障害者権利条約の実施状況を監視している。この「条約の実施を監視するための枠組み」は、これまでの人権条約には見られない新たな規定である。



また、第 35 条において、締約国に対し、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を、国連事務総長を經由して障害者権利委員会に提出することを求めている。この報告の作成に当たっては、公開された透明性のある過程を踏むことを検討するとともに、障害者の関与について十分な考慮を払うことが求められている。

障害者権利委員会は、締約国から選ばれた 18 名の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、提案や勧告を行うことが定められている。この仕組みにより、締約国は条約の実施について国際的に審査されることになる。

### (3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第 4 次)との関係

本基本計画は、我が国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画であり、障害者権利条約との整合性の確保が強く求められている。このため、本基本計画では、障害者権利条約の理念を随所に反映するとともに、「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」で掲げる各分野と、障害者権利条約の各条項の対応関係を明示している。これにより、本基本計画の実施状況と、障害者権利条約の国内実施の状況との対応関係が明らかとなり、本基本計画の実施状況の監視を通じた障害者政策委員会による障害者権利条約の実施状況の監視の円滑化に資することが期待される。

また、我が国は、障害者権利条約の実施状況について、今後、障害者権利委員会による審査を受けることとなるが、当該審査で受けた勧告、意見等について、本基本計画に掲げる施策の PDCA (企画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)及び見直し(Act)をいう。以下同じ。)に活かしていくなど、本基本計画と障害者権利条約に係る取組の適切な連携に努めていく。

## Ⅱ 基本的な考え方

### 1. 基本理念

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第 1 条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。